

高齢者虐待防止に関する指針

株式会社ケア・グループ

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この指針は、株式会社ケア・グループが運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を、適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各行為をいう。

- ① 身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待:利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待に対する基本方針)

第3条 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。

第2章 虐待対応体制

(虐待防止検討委員会)

第4条 本指針による虐待の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を設置する。

- 1 虐待防止総責任者は、社長があたるものとし、本委員会の運営責任者は、各施設の施設長、事業所の管理者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とする。
- 2 身体拘束適正化・感染防止対策委員会を、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。
- 3 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集して、虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議する。
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 4 虐待防止検討委員会は、年1回以上(施設は2回以上)開催する。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

第5条 虐待の防止のための職員研修

- 1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当事業所における指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- 2 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ② 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- 3 研修は、年1回以上(施設は2回以上)行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。職員等からの相談及び報告があった場合は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は、職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

- ⑤ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- ⑥ 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

第7条 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を、総責任者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告する。

第9条 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族が希望した場合には、直ぐに閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に掲載する。

第10条 その他虐待の防止の推進

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質を低下させないように努める。

附則

この指針は令和6年4月1日より施行する。